

高山市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月策定

1 技能労務職員の給与等の現状（平成20年4月1日現在）

(1) 平均年齢、職員数、平均給料月額、平均給与月額等の状況

区分	公務員				民間事業者			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
高山市	46.1歳	107人	293,400円	311,000円	—	—	—	—
学校給食員	46.6歳	32人	290,400円	301,400円	調理士 (岐阜県内)	42.2歳	284,300円	1.06
清掃職員	41.7歳	26人	280,500円	306,200円	廃棄物処理業 従業員(国)	43.6歳	299,700円	1.02
用務員	47.0歳	21人	298,700円	322,300円	用務員(国)	53.9歳	225,900円	1.43
岐阜県	50.8歳	339人	327,084円	362,409円	—	—	—	—
国	48.9歳	4,784人	284,679円	320,623円	—	—	—	—
類似団体	48.3歳	58人	311,102円	341,983円	—	—	—	—

(注) 1 民間事業者のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用（平成17～19年の3カ年平均）

（廃棄物処理業従業員及び用務員は全国平均データ、調理師は岐阜県平均データ）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません

3 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本級の平均です

4 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等の額を合計したものです

(2) 職種ごとの年齢別職員数（平成20年4月1日）

年齢区分	26～ 30歳	31～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 59歳	計
全体	6	7	20	22	12	22	18	107
清掃職員	6	3	5	3	2	3	3	26
学校給食員		4	5	6	4	4	4	32
用務員			5	7	2	4	4	21
その他			5	6	4	7	7	28

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表について

行政職給料表(2)（国の行政職給料表（二）と同様の給料表）を適用しています。

イ 手当について

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当等を支給します。

◎技能労務職員を対象とした特殊勤務手当

手当名	内容	主な支給対象業務	支給単価
危険手当	法令に基づく資格を有する職員のうち責任者として管理業務に従事する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設技術管理者 ・ ボイラー取扱技術者 ・ 酸素欠乏危険作業主任者 ・ 危険物取扱者 	月額 1,000 円

ウ 昇給基準について

毎年1月1日を昇給日とし、勤務成績に応じ4号給（平成22年1月1日までは3号給）を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

本市の技能労務職員の給与水準は、国や民間事業者と比較して高い水準であることを踏まえ、技能労務職としての職務職責に応じた給与水準となるよう適正化を図ります。

また、技能労務職員が従事している業務の形態に合わせ、民間移譲、業務委託又は嘱託化などを推進し職員数の抑制を図ります。

3 今までの取組内容

技能労務職員が行う業務については、高山市行政改革大綱(第4次)に基づき業務の委託化や嘱託など臨時職員等の活用や、国の給与制度を基本とした給与等の適正化に努めてきました。

- ・ 可燃ごみ等の収集業務の委託化などによる民間委託の推進
- ・ 給食調理場の給食センターへの統合の実施
- ・ 退職者の不補充（臨時職員等の活用）
- ・ 平成16年4月から行政職給料表（2）を適用し、それまで一般行政職の給料表と同じであった技能労務職の給料表を分離
- ・ 平成18年度に国家公務員に準じて給料表の見直しを行い、給与水準の平均4.1%引下げを実施
- ・ 勤務実績を把握し公務能率の向上を図るため、人事評価制度を技能労務職員に対して適用

4 今後の取組方針

- ・ 給与等については国の給与制度を基本とし適正化に努めます。
- ・ 退職者の不補充を基本として職員数の削減を図ります。
- ・ 技能労務職員が行う業務の委託化を検討し、民間委託が可能な職については民間委託を推進します。
- ・ 昨今の景気状況をふまえ、臨時職員等を活用するなど雇用の拡大を図ります。